平成２２年（フ）第１３４１号
横浜市瀬谷区上瀬谷町31番地38
債務者　佐藤　暁美
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７７号
横浜市保土ケ谷区新井町356番地　千丸台ハイツ３―705号
債務者　大藪ミチ子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３９７号
横浜市鶴見区豊岡町８番12―403号
債務者　宇佐見佳織（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４７０号
横浜市旭区今宿東町615番地４　今宿テラス101
債務者　柳原　三春
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１号
静岡県富士市中之郷3795番地
債務者　伊東　康一
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

財産状況報告集会等の期日変更

平成２２年（フ）第２４号
秋田県横手市十文字町字西上70番地12
破産者　高橋　松美
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成22年８月19日午後１時30分と変更する。
平成22年５月31日　秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１３４号
秋田県湯沢市皆瀬字下落合117番地１
破産者　髙橋　政一
主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成22年８月19日午後２時と変更する。
平成22年５月31日　秋田地方裁判所横手支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第８７３号
千葉県茂原市南吉田3915番地１
破産者　株式会社みどり運輸
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３６０号
千葉市花見川区検見川町３丁目123番地の１
破産者　秋元八重子
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３６号
滋賀県彦根市田附町905番地
破産者　有限会社ビワコネオン広告社
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第６９号
北海道小樽市長橋５丁目２番６号
破産者　株式会社曲丁鍛治商店
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第３３０号
宮城県名取市下増田字屋敷73番地の３
破産者　有限会社桜井建設
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
埼玉県東松山市大字下野本字上原1465番地
破産者　医療法人社団実由会
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第８６０号
神奈川県平塚市幸町21番６号
破産者　株式会社大原工務店
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３２号
東京都小平市仲町345番地の９ホワイトハイツ103号
破産者　中道　富子
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成１９年（フ）第５６３号
奈良市法華寺町２番地４
破産者　株式会社浅川組
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１５０号
広島県呉市焼山北１丁目18番13号
破産者　株式会社セキサイ工芸
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４１７号
奈良県宇陀市室生区下田口2027番地
破産者　新谷　　治
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係